

平成28年度 浦和区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>道路使用許可の申請に会長印の押印が必要とされているが、会長は責任をどこまで負う必要があるのか。現在は会長印がなくても、道路使用許可はおろるので印は押していない。その場合、今までは業者が来た場合に、「そこは通学路だから、高齢者がいるから、配慮して」というような説明をしていたが、それができなくなるのが懸念として残る。</p>	<p>警察に確認したところ、「実際はお願いしているが、必須ではない。会長印がなくても、道路使用許可はする。会長印は、工事に関する苦情があった時のためなどに、近隣の方に対し、業者や施主が説明をしているかの確認を取りたいためをお願いしている。」とのことでした。印を押すことによって発生する自治会長の責任はないと考えていますが、浦和警察署と意見交換する場があるので、この件について、こういった場で意見・要望があったことを伝えたいと思います。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
2	<p>防災倉庫を建てるのに建築確認が必要とのことだが、専門知識も要するし、膨大な資料を添付する必要がある。また、業者に依頼するとお金もかかる。平成27年2月に、国土交通省から都道府県宛てに緩和措置が出ているが、それでもなおなぜ建築確認が必要なのか。</p>	<p>建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事などの確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないことが、建築基準法に定められています。 平成27年2月27日付けの技術的助言は、「土地に自立して設置する小規模な倉庫(物置等を含む。)のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとする。」というものであり、すべての防災倉庫を建築物に該当しないとしているものではありません。計画される防災倉庫の規模によっては、建築物に該当しないものとして建築確認などの手続きについて、不要となる場合がありますので、詳しくは南部建設事務所建築審査課へご相談ください。 【浦和区役所区民生活部総務課】 【総務局危機管理部防災課】 【建設局南部建設事務所建築審査課】</p>
3	<p>地域には高齢者が多いが、神明地区から浦和駅にかけて坂が多いため、コミュニティバスを新設してほしい。</p>	<p>コミュニティバスにつきましては、市民の方々より「路線を新設してほしい」、「路線を延伸してほしい」などのご要望を数多くいただいたことから、平成23年3月にコミュニティバス等のコンセプトやサービス方針、市民・事業者・市の役割分担、導入の進め方等を定めた「コミュニティバス等導入ガイドライン」を策定いたしました。「コミュニティバス等導入ガイドライン」では、コミュニティバスを路線バスの運行が不十分な交通空白・不便地区等に対して導入する補完交通と位置付け、検討対象地域を以下より定義した「交通空白・不便地区」としております。 【交通空白・不便地区の定義】 ・交通空白地区：市街化区域内で、鉄道駅から1km・停留所から300mのサービス圏域外の地区 ・交通不便地区：市街化区域内で、公共交通のサービス圏域内に含まれてもバスの運行本数が少ない地区(バス運行本数30便/日未満) ご要望の地区は、鉄道駅から1kmのサービス圏域内であり、交通空白・不便地区に該当していません。 しかしながら、今後の高齢化の進行に伴う社会情勢や地域ニーズを踏まえ、いただいたご要望も参考にしながら、地域公共交通の役割をはたしていくよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 【都市局都市計画部交通政策課】</p>
4	<p>新しいマンションができて動線が変わり、保育園の送迎の自転車が細い道から飛び出し危ないところがあるため、カーブミラーをつけてもらうことはできるのか。</p>	<p>公道上が前提になりますが、自治会からでも個人からでも構いませんので、くらし応援室に相談いただければ現地を確認し検討いたします。 【浦和区役所くらし応援室】</p>
5	<p>17号線から北浦和駅間の商店街にある街路灯をLEDに交換してほしいのですが、担当課はどこでしょうか。市と区の担当の区別が判断しにくいです。</p>	<p>幹線道路にある道路照明灯の設置は市の南部建設事務所で、それ以外の生活道路にある公衆街路灯の設置及びLED化を含めた維持管理は区くらし応援室で対応しています。ご質問の道路照明灯のLED化につきましては、南部建設事務所への相談となりますが照明器具修繕が生じたときに合わせて検討することになっているとのことです。 なお、道路照明灯の電球切れによる照明灯の取り替えにつきましては、区くらし応援室で実施しています。判断が難しい場合は、くらし応援室にお問合せください。 【浦和区役所くらし応援室】</p>

平成28年度 浦和区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
6	北浦和・与野の電柱の地中化が完了したが、計画の段階で、針ヶ谷だけを対象に含めなかった理由を教えてください。	計画が策定された当初は、主に中心市街地の道路を優先的に選定していたため、対象には含まれておりませんでした。しかし針ヶ谷周辺につきましては、既に前後区間が無電柱化されていることから、今後、事業化に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。 【建設局土木部道路環境課】
7	公民館を会場に敬老会や出前講座を開催しているが、高齢により階段を登れず参加できない会員がいるため、針ヶ谷公民館にエレベーターを設置してほしい。	公民館につきましては老朽化が進んでいることから、計画に老朽化対策として全体改修を進めており、また改修の機会に併せてトイレの洋式化や段差解消のバリアフリー化の取組を進めております。エレベーターの設置につきましては、壁や床を改修する必要があり、利用者の動線や、耐震診断、補強工事に影響が生じるため、設置が可能かどうか慎重に検討していく必要があると考えております。 【教育委員会事務局生涯学習総合センター】
8	秋のごみゼロ運動はなぜ毎年土曜日に開催するのか。土曜日よりも日曜日のほうが参加者は集まりやすい。	秋のごみゼロ運動は平成16年度から実施させていただいてます。ご質問の土曜日に設定した経緯につきましては、大変申し訳ありませんが明らかではありません。また、毎年土曜日に開催している理由は、参加いただく皆様の年間スケジュールの確保を容易にすること、またごみゼロ運動の定着化を図るためです。今年度の実施につきましても、区において前年度から「ごみゼロキャンペーン」の場所等を例年通りの日程で抑えていること、また参加団体の方々におかれましても、例年どおりの日程で事前準備をされていることも想定されるため、引き続き11月の第2土曜日に実施させていただきたいと考えています。なお、お意見をいただきました日曜日開催につきましては、関係する方々のご意見を拝聴して、今後の課題として検討させていただきます。 【浦和区役所くらし応援室】
9	敬老会の開催にあたり、地区社会福祉協議会には対象者の名簿が提供されるが、自治会には不十分な情報しか提供されない。対象者の特定に必要な情報を提供してほしい。	敬老会開催における対象者名簿につきましては、地区社会福祉協議会が敬老会を実施するにあたり、対象者をもれなく把握するために貸出を行っているもので、あくまでも補助金の交付先となる地区社会福祉協議会への貸出としており、直接自治会には提供しておりません。なお、自治会等が主催となって敬老会等事業を実施している場合でも、各地区社会福祉協議会の協力の下に開催されているものと思われるので、該当する自治会におかれましては、各地区社会福祉協議会と連携していただき、情報の共有等を図っていただければと思います。 【浦和区役所健康福祉部高齢介護課】
10	アルファ米等の非常用備蓄物資を防災の補助金の対象にしてほしい。	食糧の備蓄については、市でも行っているほか、個人が家庭で備蓄することが可能なものであり、自主防災組織の活動に必要なものとは異なることから補助事業の対象とはなっていません。 【浦和区役所区民生活部総務課】 【総務局危機管理部防災課】
11	民生委員1人では負担が大きいと、協力員を要請しているが、未だ叶えてもらえない。	民生委員協力員制度については、市としてあり方等について検討をしているところです。 【浦和区役所健康福祉部福祉課】
12	浦和区では避難場所運営訓練のマニュアルを策定しているのか。針ヶ谷小学校の避難場所運営訓練は毎年同じ内容でやりがいがいい。参加者が楽しめる有意義な訓練内容はないか。	浦和区では独自の避難場所運営訓練マニュアルを作成しています。また、平成28年度からは、静岡県が開発した発災時の避難所対応について、ゲームをしながらシミュレーションをする避難所運営ゲーム(HUG)を導入しました。その他にも、消防署職員による応急救護訓練(AED演習を含む)や、要望があれば宿泊の避難場所運営訓練を行うことも可能となっておりますので、避難場所運営委員会でご検討いただければと思います。区総務課としても、より実践的な訓練内容となるよう、引き続き、避難場所運営委員会と連携を図りながら訓練内容を考えてまいります。 【浦和区役所区民生活部総務課】

平成28年度 浦和区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
13	<p>針ヶ谷小学校を指定避難場所としているが、自治会の区域から遠く、大規模な災害が起きた際に避難は困難であるため、公園を避難場所と想定するなど、もっと実用的な避難場所運営訓練を検討してほしい。</p>	<p>浦和区内の公園などは指定緊急避難場所として、発災直後の一時的な避難所として指定されています。しかし、指定緊急避難場所は一定期間そこで生活することが難しいため、学校などの指定避難所へ避難する必要があります。例えば、避難場所運営訓練のメニューとして、自宅から近所の指定緊急避難場所にまず参集し、そこから指定避難所へ実際に避難をする、避難所参集訓練を行うことも可能ですので、避難場所運営委員会でご検討いただければと思います。 【浦和区役所区民生活部総務課】</p>
14	<p>常盤中学校を指定避難場所としているが、十分な予算がないらしい。自治会でも独自に防災訓練を行っているので、無理に避難場所運営訓練を実施しなくてもいいのではないかな。</p>	<p>いつ発生するかわからない災害に対して、「自助、共助、公助」の連携がとても大切であり、市民と行政が一体となった地域ぐるみの防災体制を築いていく必要があります。避難場所運営訓練では、各自治会で行われている防災訓練とは別に、「避難所の運営」に特化した訓練が実施されています。毎年行うことにより、避難所の運営に慣れていただき、その都度課題が見つかるかと思しますので、引き続き年1回以上の実施をお願いいたします。予算も含めた訓練の内容については、区総務課と避難場所運営委員会が連携して、より効果的な訓練が行えるようにしてまいります。 【浦和区役所区民生活部総務課】</p>